



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
2 月 21 日 (金)
第 580 号

目次

告 示

○自衛官の募集期間	95
○自衛官の採用試験の試験期日等	95
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	96
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	96
○道路の供用開始	96
○栃木県宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準の制定	97

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請	98
○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更	99

調 達 等 公 告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）	99
○入札公告（特定調達公告）	101
○入札公告	104
○同	106

告 示

栃木県告示第56号

令和 7 (2025) 年度における 2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士として採用する自衛官の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条（同令第 118 条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

募 集 種 目	募 集 期 間
一般曹候補生（陸・海・空） （男子・女子）	令和 7 (2025) 年 3 月 1 日（土）～同年 5 月 7 日（水）

栃木県告示第57号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 117 条第 1 項（同令第 118 条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士として採用する自衛官の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

募 集 種 目 等	試 験 期 日	試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
一 般 曹 候 補 生 （陸・海・空） （男子・女子）	1 次 令和 7 (2025) 年 5 月 18 日（日） 令和 7 (2025) 年 5 月 19 日（月） （任意の 1 日）	各担当地域事務所等 ※志願者へ別途通知	※志願者へ別途通知

	2 次	令和 7 (2025) 年 6 月 21 日 (土) 令和 7 (2025) 年 6 月 22 日 (日) (指定された日)	※合格者へ別途通知	※合格者へ別途通知
--	--------	--	-----------	-----------

(市町村課)

栃木県告示第58号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指定居宅サービス事業所		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
		名 称	所 在 地		
0972501696	株式会社昇和 代表取締役 加瀬 和雄	ほっと・ステー ション那須	那須郡那須町高久 丙 9 番地286	令 和 7 (2025) 年 2 月 1 日	訪問介護
0962790093	エスティーサポート株式 会社 代表取締役 豊田 しげ子	あかり訪問看護ス テーション	芳賀郡芳賀町西水 沼2267番地 3	令 和 7 (2025) 年 2 月 1 日	訪問看護

栃木県告示第59号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指定介護予防サービス事業所		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
		名 称	所 在 地		
0962790093	エスティーサポート株式 会社 代表取締役 豊田 しげ子	あかり訪問看護ス テーション	芳賀郡芳賀町西水 沼2267番地 3	令 和 7 (2025) 年 2 月 1 日	介護予防訪 問看護

(高齢対策課)

栃木県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 (2025) 年 2 月 21 日から同年 3 月 24 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一 般 国 道 120 号	日光市清滝三丁目583- 5 から 日光市丹勢593-67まで	令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

37	主 要 地 方 道 栃 木 栗 野 線	鹿沼市深程1659-2 から 鹿沼市深程552-3 まで	令和 7 (2025) 年 2 月 21 日
145	一 般 県 道 深 程 楡 木 線	鹿沼市深程587-3 から 鹿沼市深程426-1 まで	令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

(道路保全課)

栃木県告示第61号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可について、栃木県宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準を定める。

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準

(趣旨)

第 1 条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく許可については、法令等に定めるところによるほか、この基準によるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準で使用する用語は、法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

(締固め)

第 3 条 政令第 7 条第 1 項第 1 号イに規定する締固めは、適正な盛土の材料・工法等により十分な強度を確保するものとする。

(小段)

第 4 条 盛土又は切土をする場合にあっては、その規模に応じて小段を適正に設置するものとする。ただし、第 5 条に規定する安定計算を行った場合はこの限りではない。

2 前項に規定する小段を設置した場合にあっては、原則として、小段に排水工を適正に設置するものとする。

(安定計算)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合にあっては、原則として、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことにより、その安定が保持されるものであることを確かめるものとする。

(1) 省令第12条に規定する土地（以下「溪流等」という。）で行う盛土

(2) のり高が特に大きい盛土その他盛土をした後の土地の地盤の安定性を確認する必要があるもの

2 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合にあっては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を行うことにより、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回ることを確かめるものとする。

(1) 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの

(2) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの

(排水施設)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合にあっては、原則として、水平排水層、基盤排水層及び暗渠排水工を適正に設置するものとする。

(1) 溪流等で行う盛土

(2) 雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地で行う盛土

(地表水の処理)

第 7 条 溪流等に盛土をする場合にあっては、原則として、盛土に雨水その他の地表水が侵入しないように開水路等により適正に処理するものとする。

(流量計算)

第 8 条 政令第16条に規定する排水施設の勾配及び断面積は、原則として、流量計算を行うことにより、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができることが確かめられたものとする。

(流末の接続)

第 9 条 政令第16条に規定する排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、宅地造成又は特定盛土等に関する工事をしようとする土地の区域内の地表水等を有効かつ適正に排出することができるように、原則として、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に接続するものとする。

(流出抑制施設)

第10条 前条の規定により、地表水等を排出するに当たって、放流先の排水能力及び周辺地域への影響等を勘案して必要と認められる場合にあっては、貯留施設又は浸透施設を設置するものとする。

2 流出抑制施設の技術的細目は、栃木県開発許可等審査基準（平成 9 年 5 月 30 日 栃木県告示第380号）第26条又は第27条の規定に基づくものとする。

附 則

この基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例（令和 6 年 栃木県条例第40号）の施行の日から適用する。

(都市政策課)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第38条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 （2025） 年 2 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	現 況（ 地 目 ）	面積（登記）（平方メートル）
壬生町大字中泉字大宮663番 1	田	1,450.00
壬生町大字中泉字大宮663番 2	田	1,235.00
壬生町大字中泉字大宮裏1756番 1	田	1,137.00
壬生町大字中泉字大宮裏1756番 2	田	1,950.00
壬生町大字中泉字大宮裏1801番	田（畑）	1,508.05（1,560.00）
壬生町大字中泉字大宮裏1840番	田（畑）	803.00
壬生町大字中泉字大宮裏1841番	田（畑）	596.24（601.00）

- 2 申請に係る農地の利用の現況
現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農 地 の 区 分	利 用 権 の 始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
壬生町大字中泉字大宮663番 1	令和 7 (2025) 年 5 月 1 日	4 年 8 か月	50,920円
壬生町大字中泉字大宮663番 2			
壬生町大字中泉字大宮裏1756番 1			
壬生町大字中泉字大宮裏1756番 2			
壬生町大字中泉字大宮裏1801番			
壬生町大字中泉字大宮裏1840番			
壬生町大字中泉字大宮裏1841番			

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 (2025) 年 3 月 7 日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画
エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
オ 意見の趣旨及びその理由
カ その他参考となるべき事項

(農政課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

変 更 年 月 日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏 名 又 は 名 称
令和 7 (2025) 年 1 月 1 日	日光市板橋190- 2	日光市荊沢599-75	栃木県行政書士会 車庫証明申請日光センター

(会計局会計管理課)

調 達 等 公 告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 業務概要

(1) 業務名

「CBT学力定着プログラム」業務委託 一式

(2) 業務内容

実施要領等による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日 (水) まで

(4) 履行場所

県が別途指定する場所

(5) 提案上限額

令和 7 (2025) 年度 11,280,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

令和 8 (2026) 年度 33,400,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格

以下の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 に規定する者に該当しないこと。

イ 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第105号) に基づき、「N 2 情報関連サービス」の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

ウ 参加表明書及び技術提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成22 (2010) 年 3 月12日付け会計第129号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立て又は破産法 (平成16年法律第75号) の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 栃木県暴力団排除条例 (平成22年栃木県条例第30号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

カ 他の地方公共団体において過去に同種の業務を受託し、完了した実績を有する者であること。

(2) 技術提案書の特定のための評価基準

ア 業務計画

イ 業務内容

ウ 業務実績

エ 経費見積

3 調達の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県教育委員会事務局義務教育課学力向上推進担当

電話 028-623-3367

電子メール gimukyoiku@pref.tochigi.lg.jp

(2) 実施要領等の交付期間及び交付方法

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日 (金) から同年 3 月 19 日 (水) まで栃木県ホームページ上で公開する。

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加表明書等を作成し、電子メールにより提出すること。到着確認のため、提出後に電話連絡すること。

イ 提出場所

(1)参照のこと。

ウ 提出期限

令和 7 (2025) 年 3 月 19 日 (水) 17 時必着

(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

参加資格審査の結果、合格となった場合は、実施要領等に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合、到着確認のため電話連絡を行うこと。

イ 提出場所

(1) 参照のこと。

ウ 提出期限

令和 7 (2025) 年 5 月 1 日 (木) 17 時必着

4 その他

(1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

(2) 契約書の作成を要する。なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの。）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(3) 技術提案書に係るプレゼンテーションの審議を行う。

(4) 令和 7 (2025) 年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、本調達の変更を行うことがある。

(5) 詳細は、実施要領等による。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract:

CBT Assessment of Academic Ability Outsourcing, one set

(2) Time period to submit application documents:

5:00 p.m., March 19, 2025

(3) Time period to submit proposal documents:

5:00 p.m., May 1, 2025

(4) Information is available at:

Tochigi Prefectural Board of Education

Compulsory Education Division

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-3367

E-mail gimukyoiku@pref.tochigi.lg.jp

(教育委員会事務局義務教育課)

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

栃木県矢板土木事務所長 寺 内 修 一

1 入札に付する事項

(1) 案件名及び購入数量 多目的作業車 1 台

(2) 購入物品等の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和 7 (2025) 年 12 月 22 日 (月)

(4) 納入場所 栃木県矢板土木事務所（栃木県矢板市鹿島町 20-11）

2 競争入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「D 機械器具、車両類」、小分類「4 車両」

- (3) 競争参加資格確認申請日から開札日までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等

〒329-2163 栃木県矢板市鹿島町20番11号

栃木県矢板土木事務所 管理部総務課 電話 0287-44-2185 FAX 0287-44-2508

電子メール yaita-dj@pref.tochigi.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

入札公告日から競争参加資格確認申請書提出期限まで入札情報システム上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日（以下「閉庁日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。

- (3) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和 7（2025）年 4 月 9 日（水）午後 4 時までに、電子入札システムにより提出すること。なお、栃木県物品等電子調達運用基準（令和 3（2021）年 3 月 26 日付け会管第 461 号）に定める紙入札方式参加承諾願（様式 1）を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）にあつては、(1)の場所に、郵送（書留郵便）又は持参により提出すること。

- (4) 開札の日時及び場所等

令和 7（2025）年 4 月 11 日（金）午前 11 時

上記日時に(1)の場所において電子入札システムにより開札を行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く。）までに(1)に連絡し、代理人が立会う場合は委任状を提出すること。

- (5) 入札の方法

1 の(1)の案件名で、総価で入札に付する。

- (6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

- (8) 競争参加資格確認通知書受領後に入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。

- (9) 提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとし、みなす。

4 入札者に要求される事項

- (1) 競争参加資格確認申請

この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び以下に定める関係資料を提出し、審査を受けなければならない。審査の結果、競争入札参加資格を有する者と判断された入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

- (2) 競争参加資格確認申請書と併せて提出を求める関係資料

ア 納入物品仕様書様式（表紙）（県指定様式）

イ 納入物品仕様書（任意様式）

ウ 納入物品のカタログ、パンフレット、図面等

エ 納入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者の確認書（県指定様式）

- (3) 競争参加資格確認申請書、関係資料の提出期限及び提出方法

令和 7（2025）年 3 月 14 日（金）午後 4 時

上記期限までに電子入札システムにより提出すること。

なお、提出資料のデータ容量が3 MBを超える場合又は提出資料に特性上電子化できない資料が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該資料の郵送（書留郵便）又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出資料の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

(4) 審査の方法

ア 栃木県矢板土木事務所長が、入札参加希望者の提出した資料をイの基準により審査する。

イ 資料に示された納入物品の仕様が、矢板土木事務所で作成する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 審査結果の通知期限及び通知方法

令和 7 (2025) 年 3 月 26 日（水）

上記期限までに電子入札システムにより通知する。

5 仕様書等に関する質問及びその回答

(1) 質問期限及び質問方法

令和 7 (2025) 年 2 月 28 日（金） 午後 4 時

上記期限までに電子入札システムにより質問すること。

(2) 質問及び回答の一斉公開期限及び公開方法

令和 7 (2025) 年 3 月 7 日（金）

上記期限までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上に公開する。

(3) 質問及び回答の一斉公開範囲

質問者に関する情報を除き、質問及び回答の内容（図面等添付資料がある場合はこれを含む。）をすべて公開する。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札の無効

ア 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第12号）第156条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領（令和 3 （2021）年 3 月 26 日付け会管第460号）第19条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(4) 落札者の決定方法

ア 4 の(4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(5) 最低制限価格の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙契約により締結する）。締結には、発注

者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(7) 再入札

入札は 2 回目までとする。1 回目の入札が不調となった場合は、応札者に対し、再入札の実施について電子入札システムにより通知する。入札参加希望者は県が指定する日時までに 2 回目の入札書を電子入札システムにより提出する。なお、指定の日時までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

また、2 回目の入札も不調となった場合は、最低入札価格提示者との協議に移行する。

(8) 開札結果の通知

応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子入札システムにより通知する。

(9) その他

ア 入札の手續に要する費用は、すべて入札参加希望者の負担とする。

また、入札の手續において提出された書類等については、返却しないものとする。

イ その他、詳細は、入札説明書による。

ウ 入札の変更等

令和 7 (2025) 年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One multi-purpose work vehicle

(2) Time-limit for tender:

4:00 p.m., April 9, 2025

(3) Information is available at:

Management Department General Affairs Division

Yaita Civil Engineering Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

20-11 Kashimatyō, Yaita, Tochigi 329-2163

TEL 0287-44-2185

FAX 0287-44-2508

E-mail yaita-dj@pref.tochigi.lg.jp

(道路保全課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 県政広報紙「とちぎ県民だより」新聞折込業務委託 一式

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 (火) から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日 (火) まで

2 競争入札に参加する者 (以下「入札参加希望者」という。) に必要な資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「企画、広告、イベント」、小分類「広告」

(3) 入札参加申請日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22

年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県総合政策部広報課 (栃木県庁本館 3 階) 電話 028-623-2192

E-mail kouhou@pref.tochigi.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日 (金) から同年 3 月 14 日 (金) まで栃木県物品等電子調達実施要領 (令和 3 (2021) 年 3 月 26 日付け会管第 460 号) 第 2 条に定める入札情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで、(1) の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和 7 (2025) 年 3 月 21 日 (金) 午後 5 時までに、栃木県物品等電子調達実施要領第 2 条に定める電子入札システム (以下「電子入札システム」という。) により提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和 7 (2025) 年 3 月 24 日 (月) 午後 3 時

栃木県総合政策部広報課 (栃木県庁本館 3 階)

- (4) 入札の方法

1 の(1)の件名で、総価で入札に付する。

- (5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (2) 質問及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、令和 7 (2025) 年 3 月 12 日 (水) 午後 5 時までに電子入札システムにより質問すること。

イ 質問の内容及びその回答は、令和 7 (2025) 年 3 月 14 日 (金) までに電子入札システム上で公開する。

- (3) 入札の無効

ア 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第 12 号) 第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領第 19 条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙による入札参加の承諾を得た者であって、承諾した際に示した要件を満たさない入札書

- (4) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

- (5) 契約書作成の要否 要

(6) 紙による入札

本入札は栃木県物品等電子調達実施要領第13条に基づき、電子入札システムにより実施するものとし、紙による提出は認めないものとする。ただし、栃木県物品等電子調達運用基準（令和 3 （2021）年 3 月 26 日付け会管第461号）第 2 に該当する場合には、あらかじめ承諾を得た上で、紙による入札書の提出を認めるものとする。その方法は栃木県物品等電子調達運用基準に定めるところによる。

(7) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更等

令和 7 （2025）年度栃木県一般会計予算が原案どおりに成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他

詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 （2025）年 2 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 県政広報紙「とちぎ県民だより」制作・印刷等業務委託 一式

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和 7 （2025）年 4 月 1 日（火）から令和 8 （2026）年 3 月 31 日（火）まで

2 競争入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「印刷物類」、小分類「一般印刷」

(3) 入札参加申請日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年 3 月 12 日付け会管第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県総合政策部広報課（栃木県庁本館 3 階） 電話 028-623-2192

E-mail kouhou@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和 7 （2025）年 2 月 21 日（金）から同年 3 月 14 日（金）まで栃木県物品等電子調達実施要領（令和 3 （2021）年 3 月 26 日付け会管第460号）第 2 条に定める入札情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで、(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和 7 （2025）年 3 月 21 日（金）午後 5 時までに、栃木県物品等電子調達実施要領第 2 条に定める電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和 7 （2025）年 3 月 24 日（月）午後 3 時 30 分

栃木県総合政策部広報課（栃木県庁本館 3 階）

(4) 入札の方法

1 の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 質問及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、令和 7 (2025) 年 3 月 12 日（水）午後 5 時までに電子入札システムにより質問すること。

イ 質問の内容及びその回答は、令和 7 (2025) 年 3 月 14 日（金）までに電子入札システム上で公開する。

(3) 入札の無効

ア 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号）第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領第 19 条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙による入札参加の承諾を得た者であって、承諾した際に示した要件を満たさない入札書

(4) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 紙による入札

本入札は栃木県物品等電子調達実施要領第 13 条に基づき、電子入札システムにより実施するものとし、紙による提出は認めないものとする。ただし、栃木県物品等電子調達運用基準（令和 3 (2021) 年 3 月 26 日付け会管第 461 号）第 2 に該当する場合には、あらかじめ承諾を得た上で、紙による入札書の提出を認めるものとする。その方法は栃木県物品等電子調達運用基準に定めるところによる。

(7) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更等

令和 7 (2025) 年度栃木県一般会計予算が原案どおりに成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他

詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

(広報課)